番町コミュニティハウス

使用申し込み上の注意

- 1. 次のような場合は、使用を承諾しないことがあります。
 - (1) 公の秩序、善良な風俗を乱す恐れのあるとき。
 - (2) 会館の施設または設備を損傷し、あるいは減失する恐れがあるとき
 - (3) その他管理運営上支障があるとき。
 - (4) 使用後は、使用前の状態に復すること。
- 2. 使用者は、使用承認と同時に使用料を納付しなければなりません。

納付した使用料は、次のような場合のほかは返還しません。

- (1) 天候地変により施設を使用できないとき。
- (2) 会館の管理上の都合で施設を使用できないとき。
- (3) 使用者が使用の前日までに使用の取り消しを申し出たとき。
- 3. 使用者は、会館の設備または備品に損害を与えた場合は、速やかに管理人へ申し出たうえ、その損害を弁償しなければなりません。
- 4. 使用後は、掃除機を使用して清掃に努めて下さい。
- 5. 使用料は、次のとおりです。

区分	① 午前	② 午前	③ 午前	冷暖房機	その他
	(9:00	(13:00	(18:00	使用の時	
施設	~12:00)	~17:00)	~21:00)		
全館	1時間につき 600円			1 時間につき	上段の123
土既				900円	の区分を通じ
和室	1時間につき 300円			1 時間につき	て使用する場
				450円	合はそれぞれ
集会室	1 時間につき 400円			1 時間につき	の合算額とす
				450円	る。
放送設備	1 時間につき 100円				
	1. 葬儀の場合は 1 回(2 日間)につき 20,000 円とします。				
備考	2. 使用時間の延長は原則として認めないが、真にやむをえないと認め				
	られる場合で、他の使用に支障のないときは使用を許し、延長料金				
	を徴収します。				
	3. 使用後は、速やかに管理人へ鍵をお返しください。				